

最終更新日:2015年6月29日

イーレックス株式会社

代表取締役社長 渡邊博

問合せ先:管理総務課 03-3243-1118

証券コード:9517

http://www.erec.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
四条2号投資事業有限責任組合	1,700,000	12.47
IE & Shijo投資事業有限責任組合	1,340,000	9.83
阪和興業株式会社	1,245,000	9.13
Nittan Capital Company Limited	1,181,000	8.66
上田八木短資株式会社	1,145,000	8.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	794,000	5.82
太平洋セメント株式会社	730,000	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	406,400	2.98
有限会社ダブリュウ・アイ・ティ・ビル	375,000	2.75
四条1号投資事業有限責任組合	305,000	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
--	----

親会社の有無 更新	なし
---	----

補足説明 更新

当社の株式について以下の内容の大量保有報告書及び変更報告書が提出されておりますが、上記【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

(1) 株式会社四条が提出した平成27年4月22日付け変更報告書及び訂正報告書

提出者(大量保有者)／株式会社四条

保有株券等の数／395,662株

株券等保有割合／2.90%

(2) KISCO株式会社が提出した平成27年4月22日付け大量保有報告書

提出者(大量保有者)／KISCO株式会社

保有株券等の数／1,552,992株

株券等保有割合／11.39%

(3) イノベーション・エンジン株式会社が提出した平成27年5月25日付け変更報告書

提出者(大量保有者)／イノベーション・エンジン株式会社

保有株券等の数／0株

株券等保有割合／0.00%

(4) CBC株式会社が提出した平成27年5月26日付け大量保有報告書

提出者(大量保有者)／CBC株式会社

保有株券等の数／735,226株

株券等保有割合／5.39%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
決算期 更新	3 月
業種 更新	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 元彦	他の会社の出身者							△				
田村 信	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 元彦	○	上田八木短資株式会社 取締役会長 上田大阪エンタープライズ 取締役会長 上田ハーロー株式会社 取締役	金融機関での経営者としての豊富な経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、当社経営の適正な運営について助言や指導を受けるため選任しております。 また、上田元彦氏は、当社の過去の主要株主である上田八木短資株式会社の取締役会長であります。現在、上田八木短資株式会社が当社の主要株主でないこと、上田八木短資株式会社と当社の間には重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社に特別な利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
田村 信	○	株式会社四条 代表取締役	金融機関での豊富な経験を当社経営に生かし、取締役会の一層の活性化を図るため選任しております。 また、田村信氏は、当社の過去の主要株主である四条2号投資事業有限責任組合並びにIE&Shijyo投資事業有限責任組合及び四条1号投

			資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社四条の代表取締役であります。が、四条2号投資事業有限責任組合およびIE&Shijo投資事業有限責任組合は平成27年6月29日時点において解散しており、当社の主要株主でないこと、当社と四条1号投資事業有限責任組合、IE&Shijo投資事業有限責任組合及び株式会社四条の間には、重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社の間には、特別な利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
--	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の実数 更新	3 名
監査役の実数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査を担当する管理部は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。

また、内部監査を担当する管理部及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の実選状況 更新	選任している
社外監査役の実数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菅野 明	他の会社の出身者													
長内 透	他の会社の出身者									△				
山田 真	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	--------------	-------

	独立 役員		
菅野 明	○	——	経営に関する豊富な知識と経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、菅野明氏と当社の間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
長内 透	○	日短キャピタルグループ株式会社 取締役 業務管理部長 日短エフエックス株式会社 監査役 日短マネーマーケッツ株式会社 監査役 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 監査役	財務・経理に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役の業務執行及び経営判断に関し、監査していただくことが、当社に有益であると判断し、選任しております。 また、長内透氏は、当社の過去の主要株主であるNittan Capital Company Limitedの親会社である日短キャピタルグループ株式会社の取締役であります。現在、Nittan Capital Company Limitedが当社の主要株主でないこと、Nittan Capital Company Limitedと当社の間には重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社との間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
山田 真	○	上田八木短資株式会社 取締役 上田大阪エンタープライズ株式会社 取締役 上田ハーロー株式会社 監査役	総務・人事に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役の業務執行及び経営判断に関し、監査していただくことが、当社に有益であると判断し、選任しております。 また、山田真氏は、当社の過去の主要株主である上田八木短資株式会社の取締役であります。現在、上田八木短資株式会社が当社の主要株主でないこと、上田八木短資株式会社と当社の間には重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社との間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
---------------------------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度導入の目的に照らし、社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員を対象に、発行時点の時価を基準として権利行使価額を決定する通常型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
---------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、あらかじめ管理部より議案・資料等が通知されるなど、管理部スタッフによるサポートが必要に応じ行われております。
社外監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は独立社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関とすることで業務執行体制を整備するとともに、独立社外取締役2名を設置することにより、一般株主を含む株主・取引先・債権者などの当社を取り巻く様々なステークホルダーの利益に配慮した公平で公正な意思決定がなされる体制を構築しております。

当社監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されており、監査役全員が独立社外監査役であります。

監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しており、監査役全員を独立社外監査役とすることで、取締役会の意思決定が、一般株主を含む株主・取引先・債権者などの当社を取り巻く様々なステークホルダーの利益に配慮した公平かつ公正であるかをモニタリングする機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会及び監査役会制度を採用しております。

取締役会は、適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を招集し、機動的な運営を行っております。

取締役会には、独立社外取締役、独立社外監査役も出席し、経営に関する重要事項の決定の他、業務執行状況について、適宜意見を述べ、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを独立した立場で実施しております。

当社は、独立社外取締役2名、独立社外監査役3名による経営の監視及び監督が経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの充実を両立させる機関として、最適であると判断し、現状の体制を敷いております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の前日に発送する方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席いただけるように集中日を避けるよう、留意して設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR資料の掲載ページを開設しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	一般株主を含む株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対しまして、「会社法」、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」その他関連法規等を遵守し、適時・適宜に企業情報を公平に開示することを基本方針としています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、当社及びその子会社から成る企業集団の内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識します。

(2) 内部統制システムの整備状況

(2)-1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(2)-1-1 当社の取締役及び使用人は、「行動憲章」及び「行動規範」をすべての行動の原点とし、「社員は、絶え間ない挑戦と自らの強みを活かし、企業の発展を促し、社会の生活向上に貢献します。」という経営理念のもと、高い倫理観をもって、すべての法令を遵守するとともに、自らを律し社会的良識をもって社会貢献し、コンプライアンス体制の充実に努めるものとし、

(2)-1-2 当社の取締役及び使用人は、取締役会規程その他関連規程に基づき、法令や定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、監査役及び管理部担当役員がその状況を監査します。

イ「監査役会規則」を定め、取締役の職務の執行に関する体制として、監査役は、取締役の業務執行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

ロ「内部監査規程」を定め、使用人の職務の執行に関する体制として、管理部担当役員は、法令、定款、その他社内規程に基づく業務の遂行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

(2)-1-3 当社は、「内部通報規程」を定め、社内における不正行為等を早期に発見して、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

(2)-1-4 当社は、外部法律事務所と契約することにより、随時法律相談可能な体制を整え、コンプライアンスの確保を図ります。

(2)-2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報について、「インサイダー情報管理規程」、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」を定め、法令並びに社内規程に基づき適切に保存、管理を行う体制を整備します。

(2)-3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(2)-3-1 当社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令や企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

(2)-3-2 当社は(2)-3-1を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

(2)-4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

(2)-5 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(2)-5-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社が重要事項を行う場合には当社に報告することを、求めるものとします。

(2)-5-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社の子会社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

ロ イを確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

(2)-5-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社は、その取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、3ヶ月に1回以上の定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

(2)-5-4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人は、当社が定めた「関係会社管理規程」に従い、重要事項の報告義務を有しており、当社は子会社の業務の適正性を確保するための措置を講じております。

(2)-6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしております。

(2)-7 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社の代表取締役社長その他の取締役は、監査役による監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人の重要性和有用性を十分に理解するものとします。

(2)-8 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(2)-8-1 当社及びその子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに監査役に報告します。

(2)-8-2 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人からの説明を求めます。

(2)-8-3 当社及びその子会社の使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに管理部担当役員に報告します。また、報告を受けた管理部担当役員は、(2)-8-1に従い、速やかに監査役に報告します。

(2)-9 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項(2)-8-1から(2)-8-3までに規定する報告をした者は、当該報告を理由として、不利な取り扱いを受けないこととします。

(2)-10 監査役を補助する費用の発生に関する体制

当社の監査役を補助する費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理することとします。

(2)-11 その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

(2)-11-1 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。

(2)-11-2 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求めます。

(2)-12 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

(2)-12-1 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制委員会」を設置し、内部統制委員会に内部統制システムの構築及び運用を行うために必要な業務を遂行させます。

(2)-12-2 内部統制システムと金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「行動憲章」、「行動規範」に反社会的勢力の排除に向けた姿勢を規定し、以下のとおり行動します。

(1) 私たちは、反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

(2) 当社の役員・社員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しません。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

なし

該当項目に関する補足説明 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新